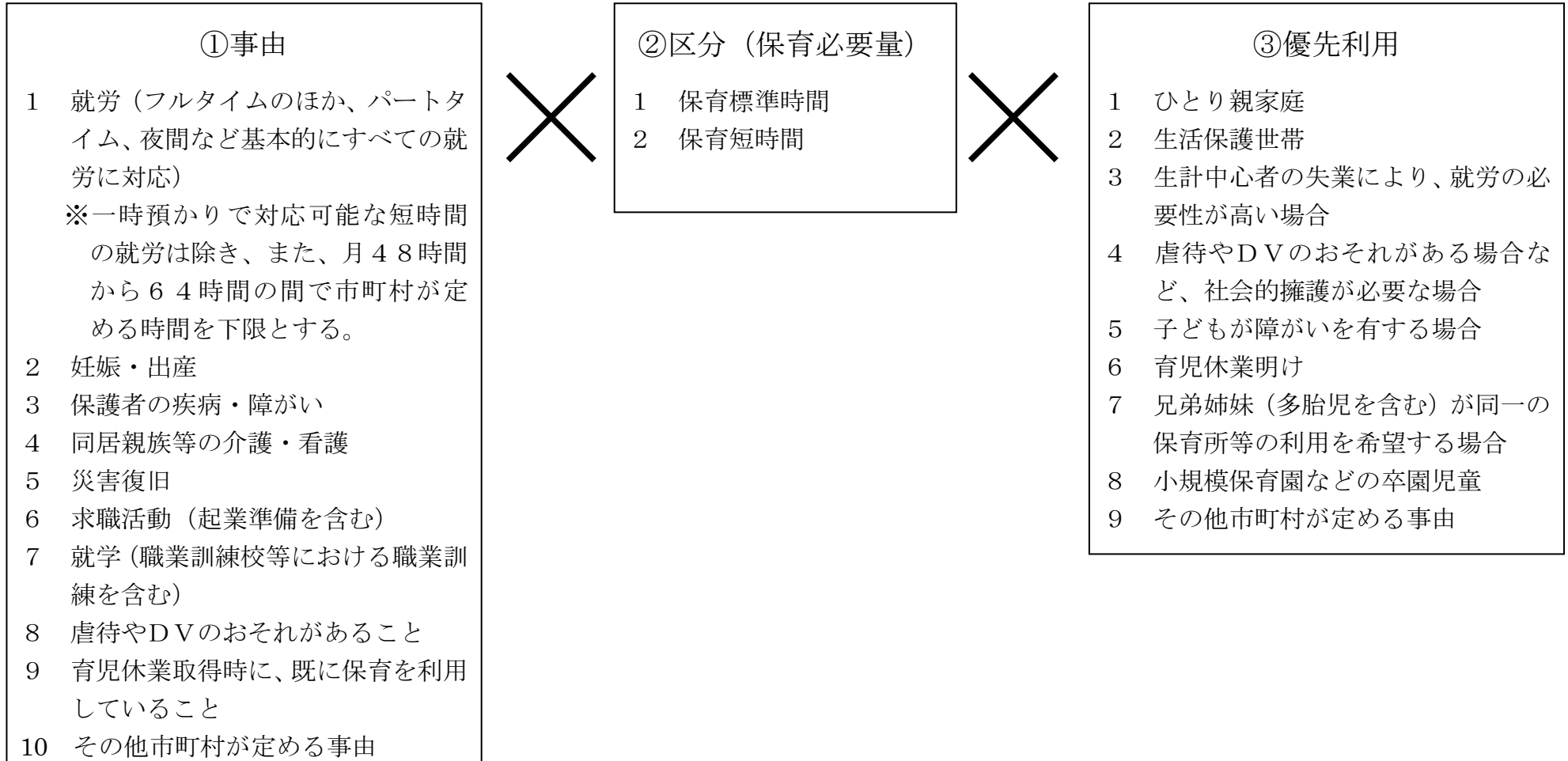
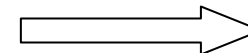


保育の必要性の認定について

※実際の運用に当たっては、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用する。



保育の必要性の認定・優先順位づけ



利用調整へ

保育の必要性の認定についての考え方

1 保育の必要性の事由の考え方

国の事由	現 行	新制度での市の考え方
就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応） ※一時預かりで対応可能な短時間の就労は除き、また、月 4 8 時間から 6 4 時間の間で市町村が定める時間を下限とする。	就労 （日中において月 1 6 時間以上の就労）	就労 （就労形態に関係なく月 6 4 時間以上の就労）
妊娠・出産	妊娠・出産（産前産後 8 週間）	同左
保護者の疾病・障がい	保護者の疾病・障がい（重度の障がい・重度の疾病等）	同左
同居親族等の介護・看護	同居家族で重度障がい者、疾病等の者の介護看護	同左
災害復旧	居宅を失うなどで復旧にあたっている	同左
求職活動（起業準備を含む）	公的機関を利用して求職活動を行っている	同左
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学（日中において月 1 6 時間以上の就学）	就学（月 6 4 時間以上の就学）
虐待やDVのおそれがあること	個別事由により対応	同左
育児休業取得時に、既に保育を利用していること	入所中児童については、出産する子が 1 歳になる年の年度末までを限度に、待機状況や入所児童の発育状況を勘案し対応	同左
その他市町村が定める事由	3 歳以上で支援が必要な場合、保育サポート（障がい児保育）を行っているなど上述の項目に類する状態にあると市長が認めるもの	同左

2 区分の考え方

国の区分	現 行	新制度での市の考え方
保育標準時間（11時間の利用）	現行区分なし	就労形態に関係なく月120時間以上の就労
保育短時間（8時間の利用）		就労形態に関係なく月64時間から120時間未満の就労

3 優先利用の考え方

国の優先利用	現 行	新制度での市の考え方
ひとり親家庭	加算点等あり	同左
生活保護世帯	加算点等あり	同左
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	なし	加算点等を設定する
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	保育の必要性の事由で対応	同左
子どもが障がいをもつ場合	保育の必要性の事由で対応	同左
育児休業明け	なし	加算点等を設定する
兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	加算点等あり	同左
小規模保育園などの卒園児童	分園・他市保育園・簡易保育施設の卒園児童は加算点等あり	現行の対応に加え、小規模保育園の卒園児童についても、加算点等を設定する
その他市町村が定める事由	両親が居らず祖父母のみの場合、加算点等で対応するなどその他市町村が定める事由	同左